

【2000年4月7日】労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正について（答申）

社会保障制度審議会（総会第539回）

平成12年4月7日  
労働大臣 牧野隆守殿

社会保障制度審議会  
会長 宮沢健一

労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正について  
（答申）

平成12年4月6日労働省発基第39号で諮問のあった標記の件について、本審議会の意見は下記のとおりである。

今回の改正案において、業務上の事由による脳血管疾患又は心臓疾患の発生予防のため健康診断等の給付を創設することは評価できる。ただし、以下の点に留意されたい。

- 1 過労等に起因するこれら疾患の発生については、労働環境を改善することによって未然に防止することが基本であるので、関係者の指導等なお一層の努力を求めたい。
- 2 労働者が確実に二次健康診断を受けられることができるよう適切な措置を講ずるとともに、今回の改正事項の実施状況を勘案しつつ、二次健康診断については、受給要件及び健康診断項目の見直し、労働安全衛生法への位置づけ等について検討すべきである。

また、二次健康診断の結果、医療機関において必要な医療が行われる場合、当該医療機関と産業医との連携や、労災保険給付と医療保険給付との整合性を図るよう努めるとともに、事業主、労働者等に対する制度の趣旨や内容についての周知徹底を求めたい。

- 3 建設業等の有期事業における災害発生率の改善に対応して労災保険料率に係るメリット増減率の拡大を行うことが、いわゆる労災かくしにつながらないよう、災害発生率の確実な把握に努めるなど制度の運用に万全な対応を求めたい。